

令和元年8月20日
厚生委員会資料
こども家庭部

目 次

(報告事項)

- 1 富山市における幼児教育・保育無償化の実施方針について …… 1 頁

富山市における幼児教育・保育無償化の実施方針について

[こども支援課]

1 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月1日施行）の概要

| 対象 | 対象の施設 | 無償化の内容 |
|------------------------|----------------------------------|--|
| 3～5歳 (全世帯) | 認可保育所 認定こども園 幼稚園 など | 利用料の無償化 ※幼稚園は上限2.57万円/月 |
| 0～2歳 (住民税 非課税世帯) | 認可外保育施設 一時預かり保育 病児保育 など | 利用料の助成（施設等利用費） ※保育の必要性の認定が必要 ※3～5歳児：上限3.7万円/月 0～2歳児：上限4.2万円/月 |

※費用負担 私立：国 1/2、県 1/4、市 1/4 市立：市 10/10 参考P4

※給食副食材料費、教材費、行事費等の費用は無償化の対象外。

2 本市における対象者数と施設利用の状況（H31.4.1時点）（単位：人）

| 年齢 | 男 | 女 | 計 | 2号認定 | 1号認定 | 幼稚園 | 計 |
|----|-------|-------|--------------|-------|-------|-----|--------------|
| 3 | 1,673 | 1,538 | 3,211 | 2,203 | 731 | 125 | 3,059 |
| 4 | 1,635 | 1,614 | 3,249 | 2,297 | 767 | 101 | 3,165 |
| 5 | 1,630 | 1,618 | 3,248 | 2,289 | 750 | 125 | 3,164 |
| 合計 | 4,938 | 4,770 | 9,708 (A) | 6,789 | 2,248 | 351 | 9,388 (B) |

※認可施設利用者の割合（B/A） 96.7%

※認可外施設の利用者又は在宅等の者（A-B） 320人（3.3%）

| 年齢 | 男 | 女 | 計 | 3号認定 | 計 |
|----|-------|-------|---------------|-------|---------------|
| 0 | 1,518 | 1,445 | 2,963 | 323 | 323 |
| 1 | 1,543 | 1,493 | 3,036 | 1,767 | 1,767 |
| 2 | 1,646 | 1,537 | 3,183 | 2,110 | 2,110 |
| 合計 | 4,707 | 4,475 | 9,182 (A') | 4,200 | 4,200 (B') |

※認可施設利用者の割合（B' / A'） 45.7%

※認可外施設の利用者又は在宅等の者（A' - B'） 4,982人（54.3%）

※3号認定のうち住民税非課税世帯（無償化の対象） 169人（4.02%）

3 地域の実情に応じて市独自に規定する事項

(1) 施設等利用費の対象となる認可外保育施設の対象範囲

| | |
|----|---|
| 方針 | <p>内閣府令で定める基準を満たしている施設の利用に限る。 ↳ 現行の認可外保育施設指導監督基準と同じ。 参考P5</p> |
| 説明 | <p>国では5年の経過措置期間に限り、届出されていれば基準を満たしていなくても無償化の対象となるとしているが、市町村で条例により対象施設の範囲を定めることを可能としている。</p> <p>児童の安全と保育の質を確保するため、条例を制定し、対象となる施設の範囲を限定するもの。</p> |

(参考) 本市における認可外保育施設の届出状況

令和元年7月1日現在

| 種 別 | 富山市における届出数 |
|--------------------------------|-------------------|
| 事業所内保育事業 (企業等で従業員の乳幼児を保育する) | 23 (うち 企業主導型5) |
| その他認可外保育施設 | 13 |
| 合 計 | 36 |

(2) 市立保育所における給食副食費の額

| | |
|----|--|
| 方針 | <p>(1) 金額 月額 4,500円(国が公定価格で定める額。)</p> <p>(2) 減免方法 傷病による16日以上欠席：1/2、全欠席：全額</p> <p>(3) 途中退所者 日割り計算した額を徴収</p> |
| 説明 | <p>(1) 保育所条例施行規則に規定する。</p> <p>(2) 現行の保育料における減免と同じ取扱い。</p> <p>(3) 現行の保育料と同じ取扱い。</p> |

(3) 第3子に対する給食副食費軽減の実施

| | |
|----|--|
| 方針 | これまで市が行ってきた第3子保育料の軽減対象者(年収360万円以上640万円未満世帯の第3子以降)に対して、給食副食費の軽減を図るもの。 |
| 説明 | <p>3～5歳児の副食費は、これまで保育料の一部として保護者が負担してきたが、国の無償化の対象外とされているため、今年10月から保育料は無償となるものの、保護者は給食費の負担が別に必要となる。</p> <p>このため、これまで市が行ってきた第3子保育料の軽減対象者は、無償化に伴い給食副食費分の負担が増となることから、軽減を図るもの(県の補助制度を活用)。</p> <p>(県1/2、市1/2、補助単価:月額4,500円)</p> <p>なお、年収360万円未満の世帯等については、国の基準により免除される。</p> |

4 令和元年度予算における一般財源への影響額試算

| | |
|-------------------|------------|
| 児童福祉一般管理費 | 0千円 |
| 私立保育所等補助事業費 | ▲2,765千円 |
| 子育てのための施設等利用給付事業費 | +21,151千円 |
| 私立保育所等管理運営費 | ▲95,249千円 |
| 市立保育所管理運営費 | +181,197千円 |
| 一般財源への影響(負担増)額 合計 | +104,334千円 |

※令和元年度に限り、地方負担分の手当として臨時交付金が交付される。

5 本市におけるスケジュール

| | |
|-------|--|
| 6月定例会 | 【補正予算】準備経費(システム改修費等) |
| 8月20日 | ・厚生委員会にて方針の説明 |
| 9月5日 | ・「広報とやま」にて周知 ・施設等利用給付認定の申請受付開始 |
| 9月定例会 | 【補正予算】無償化に伴う事業費(給付費の増等) 【条例案件】無償化に伴う一部改正等 |
| 9月下旬 | ・保育料無料の通知(認可施設利用者) |
| 10月1日 | ・幼児教育・保育の無償化 施行 |
| 3月定例会 | 【補正予算】精算補正 |

保育に係る費用について（イメージ）

＜国基準による保育料＞



国基準の保育料と公費による負担で、保育に必要な費用を賄う。

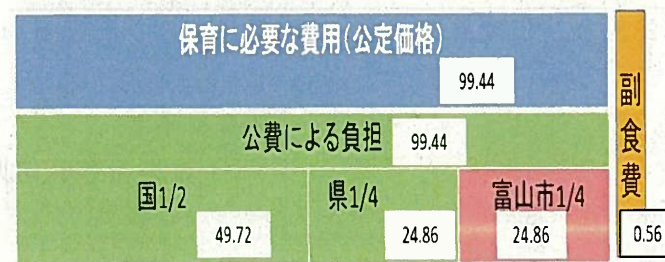
私立の場合
※数値は全体を100とした場合の割合

＜富山市における保育料＞



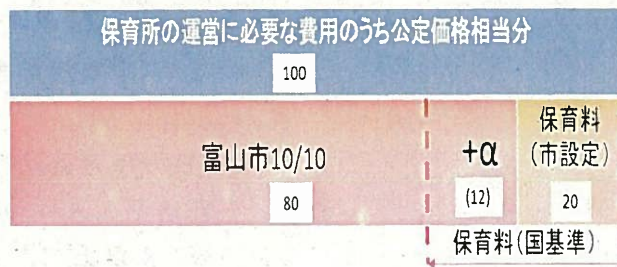
国基準より低い保育料を設定し、軽減分を市が費用負担している。

無償化後（本年10月から）



3～5歳の子供、0～2歳の住民税非課税世帯の子供の保育料が無償化

公立の場合
※数値は全体を100とした場合の割合



保育料以外の部分を市が賄う。私立同様、国基準より低い保育料を設定。

無償化後（本年10月から）



3～5歳の子供、0～2歳の住民税非課税世帯の子供の保育料が無償化

(参考) 認可保育所と認可外保育施設の主な基準の違いについて

| | 認可保育所 | 認可外保育施設 |
|------|---|---|
| 基準 | ◆市町村条例(省令基準) | ◆認可外保育施設指導監督基準 (令和元年10月1日改正) |
| 設備 | (1) 乳児室・ほふく室・保育室等 乳児室(概ね0歳児) 1.65㎡/人 ほふく室(概ね1歳児) 3.3㎡/人 保育室(2歳以上児) 1.98㎡/人 (2) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること 屋外遊技場 2歳以上児 3.3㎡/人 | (1) 乳児室・ほふく室・保育室等 [1日の保育乳幼児が6人以上] 概ね1.65㎡/人 [1日の保育乳幼児が5人以下] 家庭的保育事業等設備運営基準を参酌し、適切に保育を行うことができる広さ(基準は3.3㎡/人) (2) 保育室のほか、調理室及び便所を設けること |
| 職員 | 保育士、嘱託医及び調理員が必置 保育従事者 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 ※有資格者のみ | 嘱託医及び調理員の定めなし 保育従事者 [1日の保育乳幼児が6人以上] 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 ※概ね1/3以上が保育士、看護師(准看護師含む)であること [1日の保育乳幼児が5人以下] 乳幼児3人につき1人 ※1人以上が、保育士、看護師(准看護師含む)等であること |
| 保育時間 | 1日につき8時間を原則 | 特に定めなし |